

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 2月26日

【会社名】 メタウォーター株式会社

【英訳名】 METAWATER Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山口 賢二

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

【電話番号】 03-6853-7300(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理財務企画室長 高瀬 智之

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田須田町一丁目25番地

【電話番号】 03-6853-7300(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理財務企画室長 高瀬 智之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式の内容

完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
なお、単元株式数は100株であります。

(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の従業員 170名 60,000株

なお、下記「(5)勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容」に記載のとおり、一定の要件を満たした従業員には、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。したがって、上記株式数は最大数であり、実際に従業員に給付される当社株式の数は、個人の貢献度等に応じて変動いたします。

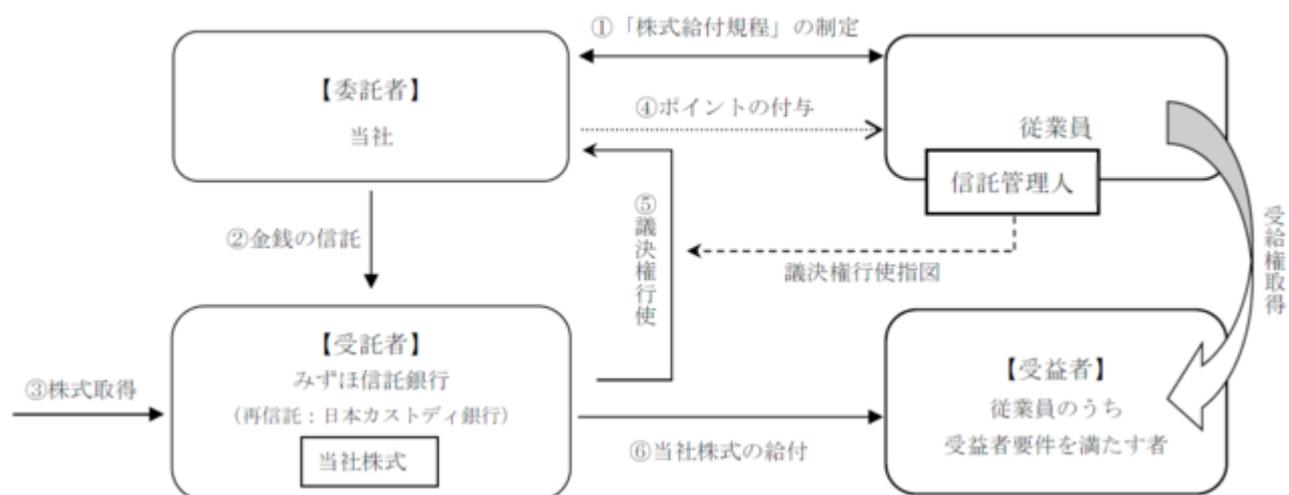
(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本制度は、米国のESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームで、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対して、当社株式を給付する仕組みであり、その概要は以下の通りです。 当社は、従業員に対し、個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理いたします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

【本制度の仕組み】



当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、本信託に金銭を信託（他益信託）します。

本信託は、 で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

当社は、「株式給付規程」に基づき従業員にポイントを付与します。

本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。

本信託は、従業員のうち「株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

(6) 当該株券等が譲渡についての制限がされていない他の株券等と分別して管理される方法

本自己株式処分により割り当てられた当社株式は、当社の従業員が株式給付規程に定める受益者要件を満たして給付を受けるまでの間、株式会社日本カストディ銀行（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者）に設定される信託E口において、譲渡制限が付されていない他の当社株式とは分別して管理されます。

(7) 信託を用いて当該株券等を交付する場合に係る事項

当該信託の受益権の内容

株式給付規程に基づき付与されたポイントに応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けることができる権利です。

当該信託を用いて交付する予定の当該株券等の総数又は総額
60,000株

当該信託を用いて当該株券等を交付することができる者の範囲
当社の従業員

以上